

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び同条第5項並びに同法第58条において読み替えて準用する第46条第2項の規定に基づき、令和3年における中型まき網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和3年5月7日

東京都知事 小池百合子  
(公印省略)

## 別紙

### 中型まき網漁業

#### 1 制限措置

- (1) 漁業種類は、中型まき網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、合計 48 トンとし、許可証に記載された総トン数の合計値とする。
- (3) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (4) 漁業時期は、周年とする
- (5) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、操業区域、漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

#### 2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 3 年 5 月 1 7 日から同年 5 月 2 1 日までとする。

#### 3 許可等の基準

別添「令和 3 年における中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針（案）第 3 の 5」のとおり。

#### 4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 3 1 日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
4 隻	大島近海漁場（大島町、利島村、新島村、神津島村の地先海面（銭州を含む））	東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること）。
	三宅島近海漁場（三宅村及び御蔵島村の地先海面（イナンバ島を含む。））	東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること）。
	八丈島近海漁場	東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること）。